

保護者のみなさまへ

令和6年度

就学援助制度のお知らせ

春日中学校 保護者様
気になられる方は、奥谷へ
ご連絡ください。TEL74-2075



丹波市教育委員会

丹波市では、お子さまが小・中学校に通学されるうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費などを援助する就学援助制度を行っています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

令和5年度に就学援助を受けている方も、あらためて申し込みが必要です。

【援助の対象となる方】

丹波市内に住所があり丹波市立小・中学校に在籍している児童及び生徒の保護者で、次のいずれかに該当される方

- (1) 生活保護を受給されている方
- (2) 児童扶養手当を受給されている方
- (3) 保護者の職業が不安定等により、家計の状態が良くない方

※世帯全員の前年(令和5年1月から12月まで)の所得の合計金額により審査します。

世帯構成 人員	2人	3人	4人	5人	5人以上 1人増えるごと
所得基準	1,917,000 円以下	2,568,000 円以下	2,940,000 円以下	3,283,000 円以下	≪1人につき加算額 443,000 円≫ 3,283,000 円+(443,000 円×追加人数)

※「給与所得の源泉徴収票」の所得金額は、給与所得控除後の金額です。

・住民基本台帳上の世帯を分けていても、同一住所に居住している人全員を1家族とみなします。

【申請のながれ】

援助を希望される方は、「令和6年度児童生徒就学援助認定申請書兼世帯票」をお渡しいたしますので、学校にお申し出ください。(1枚の申請書にご兄弟の分を記入いただけます。お子さまが小・中学校のどちらにも通学されている場合は小学校にお申し出ください。)

- ① 就学援助申請書兼世帯票に必要事項を記入してください。
- ② 申請書兼世帯票に記載の添付書類を確認の上、提出期限までに学校(お子さまが小・中学校のどちらにも通学されている場合は小学校)へ提出してください。
- ③ 審査の結果については、学校を通じて5月中旬に保護者のみなさまへ通知します。

裏面に続きます。必ずお読みください。

【援助の内容】

※令和5年度の援助内容のため、一部変更となることがあります。

援助の種類	対象者	援助の内容等(※令和5年度支給額参考記載)
学用品費等	認定された方全員 ※援助の金額は4月認定の場合の年額です。 年度途中で認定の場合は月割となります。	小学校1年生 11,630円 小学校1年生以外 13,900円 中学校1年生 22,730円 中学校1年生以外 25,000円
新入学用品費	令和6年4月1日に認定となった小学校1年生、中学校1年生(前年度に新入学準備金の支給又は他市町村にて同様の費目の支給を受けた場合を除く。)	小学校1年生 54,060円 中学校1年生 63,000円
校外活動費	校外活動実施前までに認定された方	校外活動に必要な交通費・見学料の一部
修学旅行費	修学旅行実施前までに認定された方	実費(一部対象にならない経費があります)
学校給食費	認定された方全員	給食費の半額に相当する額
医療費	トラコーマ・結膜炎・白せん(水虫)・膿かしん(とびひ)・中耳炎・慢性副鼻腔炎(ちくのう)・アデノイド(咽頭扁桃増殖症)・う歯(むし歯)・寄生虫病(シラミは対象外)の治療をされる方	《生活保護を受給されている方》 総医療費を医療機関に直接支払います。 《生活保護を受給されていない方》 乳幼児等医療費助成制度及び子ども医療費助成制度の利用を優先とします。
交通安全対策費	令和6年4月1日に認定となった中学生	自転車損害賠償保険加入に係る経費 中学校1年生～中学校3年生 1,000円 通学用ヘルメット購入に係る経費 中学校1年生 1,000円
中学校新入学準備金	令和7年1月1日に認定されている小学6年生	小学校6年生 63,000円

- ・生活保護を受給されている方は、修学旅行費・医療費・交通安全対策費のみ援助します。
- ・小学校新入学準備金については別途申請が必要となります。就学時健康診断通知の送付時(10月初旬)に、『小学校新入学準備金(就学援助)のお知らせ』を同封し、ご案内します。

【提出期限】 令和6年3月14日(木)

締切日以降の申請もできますが、申請書が届いた日からの認定となり、援助の種類によっては受給できないものもありますのでご注意ください。

【提出先】 お子さまが通学されている学校

お子さまが小・中学校のどちらにも通学されている場合は小学校に提出してください。

【お問合せ先】 丹波市教育委員会 教育総務課 学事係
TEL 0795-70-0880